

平成28年5月20日

大館市総務部総務課
新庁舎建設推進室

大館市本庁舎建設基本設計業務プロポーザルの参加表明書等についての質問に対する回答は、以下のとおりです。

【代表企業及び構成員に関すること】

No.	実施要領 該当ページ	質問内容	回 答
1	5ページ 8. (2)	提出書類に関して綴じ方は左端ホッチキス止め2か所として宜しいでしょうか。 また、実績確認資料は紙ファイル等に入れて提出で宜しいでしょうか。	参加表明書及び様式2から様式5までの一次評価で提出する書類は、左端ホッチキス止め2か所としてください。 実績確認資料は、様式に対応する資料ごとに、紙ファイル、綴り紐、クリップ等を利用し、提出してください。

【代表企業に関すること】

No.	実施要領 該当ページ	質問内容	回 答
2	6ページ 8. (3)エ④	「業務完了の写し」とは、発注者に提出する設計業務の完了届でよろしいでしょうか。 また、「完了検査済証の写し」は、建物完成時の建築主事による検査済み証を指しておりますでしょうか。	「業務完了の写し」又は「完了検査済証の写し」については、当該設計業務の 発注者から委託業務の完了の通知 を受けたものとしています。また、当該設計委託業務が適正に行われたことを示すものであれば交付を受けた 「検査結果通知書」等の写し でも可とします。 建物完成時の「検査済証」ではありません。
3	6ページ 8. (3)エ④	業務完了の写しについて、発注者の様式によっては、提出するだけで受領確認印等がないものがございます。その場合でも実績確認資料と考えて宜しいでしょうか。	No. 2の回答と同じ。
4	8ページ 8. (4)	表中「判定基準」にて、実績の種類とは延床面積が大きいほど、評価されるものと考えてよろしいでしょうか。また、建設地においては、東北地方である件数が多いほど、評価されるものと考えてよろしいでしょうか。	各項目の配点基準については、非公開としています。
5	8ページ 8. (4)	表中「判定基準」にて、市内企業出資比率が49%の場合20点、20%の場合0点となるものと考えてよろしいでしょうか。	各項目の配点基準については、非公開としています。

No.	実施要領 該当ページ	質問内容	回 答
6	12ページ 9. (6)	実施方針4項目、それぞれ30点と考えてよろしいでしょうか。また、各テーマについての技術提案450点の内訳をお知らせいただけませんかでしょうか。	各項目の配点基準については、非公開としています。
7	6ページ 8. (3)エ① 7ページ 8. (3)オ③	延べ床面積5,000㎡以上との記載がありますが、付属棟（車庫棟、倉庫棟等）を含めた面積と考えて宜しいでしょうか。	付属棟については、延べ床面積に含みません。
8	6ページ 8. (3)エ① 7ページ 8. (3)オ③	基本設計と実施設計が別契約の場合で、実施設計は平成18年6月1日以降の受注だが、基本設計は平成18年6月1日以前の受注であっても、業務実績とみなして宜しいでしょうか。	実績とみなします。

【構成員に関すること】

No.	実施要領 該当ページ	質問内容	回 答
9	2ページ 4. (2)ア	一級建築士2名以上配置とは：大館市建築関係建設コンサルタント業務登録資格者で良いか。	平成27・28年度大館市有資格業者登録名簿の「測量・コンサル等」業種の「市内業者名簿」に登載されている企業に所属し、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士であって、参加表明を行う当該企業と雇用関係にある者をいいます。（様式2-2の届出時に保険証等の写しなど雇用関係を証明する書類の提出が必要となります。） 協同組合で大館市有資格業者登録名簿の「測量・コンサル等」業種の「市内業者名簿」に登載されている企業については、雇用関係を証明する書類の提出は必要ありませんが、協同組合の業務に従事していることが確認できる書類を提出してください。 なお、様式2-2に記載する配置予定技術者は、他の参加表明を行う企業の一級建築士又は常勤職員として、重複して届け出はできません。
10	2ページ 4. (2)イ	常勤職員2名以上とは：常勤の経理事務職員でよいか。	本実施要領で示す「常勤職員」とは、設計業務に携わる者で、「一級建築士」として配置予定とした者を除いた一級建築士、建築設備士、二級建築士、一級電気・管工事施工管理技術士などを指しています。（様式4-2の資格区分に準じます。） また、構成員としての参加表明は、一級建築士2名以上かつ、常勤職員2名以上、合計4名以上の職員をもって可能となります。